

野焼きは禁止です！！

平成13年4月から、基準に従わない野外での廃棄物の焼却には厳しい罰則が適用されています。野焼きは、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となります。

罰則に関しては、『廃掃法第25条・第32条』が適用されます。
違反者は…5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、又はこの併科
法人は …3億円以下の罰金

※過去には下記のような判決が下されています。

- 判例1 居住敷地内や畑で一般廃棄物(木くず・紙類等)を不法焼却し、罰金：20万円。
- 判例2 居住敷地内や畑で一般廃棄物(家庭ごみ・伐採した木や枝等)を不法焼却し、罰金：50万円。
- 判例3 会社敷地内で産業廃棄物(木くず・廃プラスチック類)を不法焼却し、罰金(会社又は個人に)20万円。
- 判例4 会社敷地内で産業廃棄物(木くず・繊維くず等)を不法焼却し、罰金(会社又は個人に)30万円。

他にも上記以外の物を不法焼却し、検挙されている事案が多くあります！
少量なら大丈夫だろうと考えているあなた！その行為は本当に大丈夫？
廃棄物は正しい方法で処理しましょう。



廃棄物の処理及び清掃に関する法律	
(焼却禁止)	
第十六条の二	何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。 一 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準 又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却 二 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの
(罰則)	
第二十五条	次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者
第三十二条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科す。 一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項 三億円以下の罰金刑

★ご家庭の庭から出たせん定枝は、事前申し込みをすると無料回収をいたします。

※無料回収の申し込み・詳細は
『大型ごみ・せん定枝収集センター』
(TEL75-3790、FAX71-3650)にお問合せください。
月曜日～金曜日の8時45分～17時15分
(祝日も受付しています)



一束の直径 30cm以内
※目安として1m以内
の紐で縛れる範囲

長さ1m以内

◎どのような焼却が許されるのか…
廃棄物の焼却については、一部の例外を除き(裏面参照)、厳しい基準に従った焼却のみが許されます。基準については苦小牧市ゼロカーボン推進室環境監視担当(TEL57-8806)、一般廃棄物についてはゼロごみ推進課(TEL55-4077)、産業廃棄物については胆振総合振興局環境生活課(TEL0143-24-9575)にお問合わせください。

苦小牧市環境衛生部ゼロカーボン推進室 環境保全担当 TEL57-8806

野焼きQ&A

Q1 家庭用のゴミをドラム缶や簡易焼却炉で燃やしてもだめですか？

A 罰則の対象となります。家庭用のごみは苫小牧市の分別方法に従い、適切に分別して指定の方法により出しましょう。

Q2 たき火などで枯葉・木くすなどを燃やすことは可能ですか？

A 例外では認められています。但し、周辺地域の生活環境に影響があると認められる場合（市民からの苦情など）に関しては、中止をしていただくことや行政指導の対象となることがあります。また、再三の行政指導にもかかわらず改善の兆候が見られない若しくは悪質であると判断した場合には、法で定める罰金などの懲罰刑が適用されることもありますので特に注意が必要です。

法令で定める例外

- ①他法令又はこれに基づく処分による行う廃棄物の焼却
 - ・家畜伝染病予防法に基づく患畜又は疑似患畜の死体の焼却
 - ・森林病虫害等予防法による駆除命令に基づく森林病虫害の付着している枝条・樹皮の焼却など
- ②国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・河川管理者や海岸管理者がその管理を行うために伐採した草木、漂流物等の焼却 等
- ③震災、風水害、火災、凍霜害その他災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
 - ・凍霜害防止のための稲わらの焼却
 - ・災害時の木くす等の焼却 等
- ④風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
 - ・どんど焼き等の地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却
- ⑤農業、林業、又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
 - ・林業者が行う伐採した枝条等の焼却
 - ・漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却 等
- ⑥たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの
 - ・たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の枯葉や木くす等の焼却

Q3 事務所から出る弁当がらや紙くすなど、ごく少量のものを簡易焼却炉で燃やしてはだめですか？

A 燃やす量にかかわらず罰則の対象となります。事業者の方は事業所から出るごみを自ら責任をもって、適切な業者に依頼して処理を委託してください。

Q4 どのような焼却が認められるのですか？

A 厳しい基準を満たす焼却設備を用いた焼却が認められますが、一般的には大がかりな装置となるため、家庭や小規模事務所への設置には向きません。また、一定規模以上の施設設置に際しては、事前に許可や届出が必要となります。

Q5 近所の野焼きの煙やにおいて迷惑しています。どこに連絡したらいいですか？

A ゴミなどを燃やしていることが明らかな場合は、環境保全課にご連絡ください。なお、常習性があり悪質なものについては、警察に通報してください。